

議案第48号

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例について

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9月 9日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）による公営住宅法の一部改正に伴い、みやき町営住宅条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町営住宅条例の一部を改正する条例

みやき町営住宅条例（平成17年みやき町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第5条中「高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては第2号から第6号まで、」を削り、「第3号及び第6号」を「第2号及び第5号」に改め、同条第1号を削り、同条第2号ア及びイ中「214,000円」を「259,000円」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1号イ」に改め、「（高齢者等にあつては、同条第2号から第6号まで）」を削る。

第26条第1項中「第2号」を「第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

- ウ (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(入居者資格の特例)

第6条 (略)

2 前条第1号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号_____に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第26条 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 (略)

- ウ (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

(入居者資格の特例)

第6条 (略)

2 前条第2号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号(高齢者等にあつては、同条第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第26条 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 (略)

みやき町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

みやき町営住宅条例施行規則（平成17年みやき町規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

（入居者の資格）

第1条の2 条例第5条第1項第1号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次に掲げる障害の種類に応じ次に定めるとおりとする。

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

（2） 入居者が60歳以上の者かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

（3） 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第8条第2項第1号中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第1号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

みやき町営住宅入居申込書

希望住宅	団地												
ふりがな 申込者 氏名						ふりがな 申込者 現住所						電話	
申込者 勤務先	勤務地 住所											電話	
	勤務先 名称												
入居 する 家族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	個人番号							
		本人											
連帯 保証 人	ふりがな 氏名						職業 (勤務先)						
	現住所						申込者 との関係						
	ふりがな 氏名						職業 (勤務先)						
	現住所						申込者 との関係						
現在の 居住 の 状況	住宅・非住宅（住宅とみられない建物）				自宅・借家・間借・同居・雑居								
	畳数の合計	畳	使用人数	名	一人当り畳 数	畳							
	該当する入居 申込理由 を○で囲み、 下に具体的に 記して下さい。	1. 不良住宅である 2. 狭すぎる 3. 立退要求を受けている 4. 家族と別居している 5. 家賃が高すぎる 6. 遠距離通勤している 7. その他 詳細理由											
上記のとおりみやき町営住宅条例及び同条例施行規則により町営住宅入居申込みをします。なお、この申込書の記載内容が事実と相違する場合、申込みに関する一切の権利を放棄します。													
みやき町長										様	年	月	日
										申込者氏名	印		

（裏面を確認してください）

様式第1号（第2条関係）

入 居 申 込 に つ い て

《申込者の主な資格》

- (1) 収入基準がみやき町営住宅条例に該当している者。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 町内居住者若しくは本町出身者又は勤務先が町内である者。ただし、入居申込者数が募集戸数に満たない場合は、この限りでない。
- (4) 税金を滞納していない者。
- (5) その者又は現に同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

《添付書類》

- (1) 本人及び同居人の、最近一年間の収入を証する書類。（源泉徴収票や所得証明書等）
- (2) 滞納がない証明書。（課税されているすべての税において未納がないことの証明書。現住所地の市町村役場より発行してもらうこと。）
- (3) 住民票謄本、婚約者は仲人、双方の親の承諾書。

※個人番号を記載された場合は、個人番号カードの両面の写し（若しくは個人番号通知書の両面の写し）及び身分証明書の写しを添付することで、所得証明書及び住民票謄本の添付を省略することができます。

《連帯保証人》

保証人は2人とし、佐賀県内の居住者で独立の生計を営む者とする。ただし、町営住宅（賃貸住宅等）入居中の保証人はこれを認めない。また、やむを得ず、保証人のうち1人を佐賀県外居住者とする場合は、その者は親族で3親等以内とする。

《課税資料等の閲覧について》

私及び同居人は、町営住宅への入居を申し込むに際し、審査やその他について必要がある場合には、住所、氏名、性別、生年月日及び個人番号等を利用し、課税資料や住民情報など、必要な情報を建設課管理担当が閲覧することについて了承します。

年 月 日

申込者氏名

印

《暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律について》

私及び同居人は、暴力団員ではないことを誓います。
また、町が必要と判断した場合の警察機関への照会に了承し、結果、前述に偽りある時は入居申込の取り消しなど、いかなる処分に対しても従うことを誓います。

年 月 日

申込者氏名

印

《個人情報取扱について》

業務上、取得しました個人情報については、みやき町個人情報保護条例を遵守します。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

みやき町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第1条の2 条例第5条第1項第1号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	第1条の2 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受け ることが困難であると認められる者を除く。
(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合	(1) 60歳以上の者又は60歳未満の者であって昭和31年4月1 日以前に生まれたもの
ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次に掲げる障害の種類に応じ次に定めるとおりとする。	(新設)
(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度	(新設)
(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度	(新設)
(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度	(新設)
イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの	(新設)

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(新設)

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(新設)

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(新設)

(2) 入居者が60歳以上の者かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内

(同居の承認の手續及び基準)

第8条 (略)

2 町長は、前項の承認願が提出された場合において、その内容

容その他必要な事項について調査させることができる。

3 条例第5条第1項第2号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次に掲げる障害の種類に応じ次に定めるとおりとする。

(ア) 身体障害 第1項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が、第1項第3号に規定する程度

ウ 第1項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者又は60歳未満の者であつて昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上、60歳未満の者であつて昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(同居の承認の手續及び基準)

第8条 (略)

2 町長は、前項の承認願が提出された場合において、その内容

が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、承認することができる。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が条例第5条第1項第1号に規定する金額を超えないこと。

(2)・(3) (略)

3 (略)

が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、承認することができる。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が条例第5条第1項第2号に規定する金額を超えないこと。

(2)・(3) (略)

3 (略)

様式第1号 (第2条関係)

様式第1号 (第2条関係)

みやき町営住宅入居申込書

希望住宅	団地									
ふりがな 申込者 氏名	ふりがな 申込者 現住所					電話				
申込者 勤務先	勤務地 住所	電話								
入居 する 家 族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	個人番号				
		本人								
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏名	印			職業 (勤務先)					
	現住所				申込者 との関係					
	ふりがな 氏名	印			職業 (勤務先)					
	現住所				申込者 との関係					
現 在 の 居 住 の 状 況	住宅・非住宅(住宅とみられない建物)				自宅・借家・間借・同居・雑居					
	疊数の合計	疊	使用人数	名	一人当り疊 数	疊				
	該当する入居 申込理由 を○で囲み、 下に具体的 に記して下 さい。	1. 不良住宅である 2. 狭すぎる 3. 立退要求を受けている 4. 家族と別居している 5. 家賃が高すぎる 6. 遠距離通勤している 7. その他 詳細理由								
上記のとおりみやき町営住宅条例及び同条例施行規則により町営住宅入居申込みをします。なお、この申込書の記載内容が事実と相違する場合、申込みに関する一切の権利を放棄します。										
みやき町長 様 年 月 日 申込者氏名 印										

(裏面を確認してください)

様式第1号 (第2条関係)

様式第1号 (第2条関係)

みやき町営住宅入居申込書

希望住宅	団地									
ふりがな 申込者 氏名	ふりがな 申込者 現住所					電話				
申込者 勤務先	勤務地 住所	電話								
入居 する 家 族	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	個人番号				
		本人								
連 帯 保 証 人	ふりがな 氏名	印			職業 (勤務先)					
	現住所				申込者 との関係					
	ふりがな 氏名	印			職業 (勤務先)					
	現住所				申込者 との関係					
現 在 の 居 住 の 状 況	住宅・非住宅(住宅とみられない建物)				自宅・借家・間借・同居・雑居					
	疊数の合計	疊	使用人数	名	一人当り疊 数	疊				
	該当する入居 申込理由 を○で囲み、 下に具体的 に記して下 さい。	1. 不良住宅である 2. 狭すぎる 3. 立退要求を受けている 4. 家族と別居している 5. 家賃が高すぎる 6. 遠距離通勤している 7. その他 詳細理由								
上記のとおりみやき町営住宅条例及び同条例施行規則により町営住宅入居申込みをします。なお、この申込書の記載内容が事実と相違する場合、申込みに関する一切の権利を放棄します。										
みやき町長 様 年 月 日 申込者氏名 印										

(裏面を確認してください)

様式第1号(第2条関係)

入居申込について

≪申込者の主な資格≫

- (1) 収入基準がみやき町官住宅条例に該当している者。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (3) 町内居住者若しくは本町出身者又は勤務先が町内である者。ただし、入居申込者数が募集戸数に満たない場合は、この限りでない。
- (4) 税金を滞納していない者。
- (5) その者又は現に同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

≪添付書類≫

- (1) 本人及び同居人の、最近一年間の収入を証する書類。(源泉徴収票や所得証明書等)
- (2) 滞納がない証明書。(課税されているすべての税において未納がないことの証明書。現住所地の市町村役場より発行してもらうこと。)
- (3) 住民票謄本、婚約者は仲人、双方の親の承諾書。

※個人番号を記載された場合は、個人番号カードの両面の写し(若しくは個人番号通知書の両面の写し)及び身分証明書の写しを添付することで、所得証明書及び住民票謄本の添付を省略することができます。

≪連帯保証人≫

保証人は2人とし、佐賀県内の居住者で独立の生計を営む者とする。ただし、町官住宅(賃貸住宅等)入居中の保証人はこれを認めない。また、やむを得ず、保証人のうち1人を佐賀県外居住者とする場合は、その者は親族で3親等以内とする。

≪課税資料等の閲覧について≫

私及び同居人は、町官住宅への入居を申し込むに際し、審査やその他について必要がある場合には、住所、氏名、性別、生年月日及び個人番号等を利用し、課税資料や住民情報など、必要な情報を建設課管理担当が閲覧することについて了承します。

年 月 日

申込者氏名

印

≪暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律について≫

私及び同居人は、暴力団員ではないことを誓います。
また、町が必要と判断した場合の警察機関への照会に了承し、結果、前述に偽りある時は入居申込の取り消しなど、いかなる処分に対しても従うことを誓います。

年 月 日

申込者氏名

印

≪個人情報取扱について≫

業務上、取得しました個人情報については、みやき町個人情報保護条例を遵守します。

入居申込について

≪申込者の主な資格≫

- (1) 現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他の婚姻の子的者を含む)があること。[証明書を添付]
- (2) 収入基準がみやき町官住宅条例に該当している者。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) 町内居住者若しくは本町出身者又は勤務先が町内である者。
- (5) 税金を滞納していない者。
- (6) その者又は現に同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

≪添付書類≫

- (1) 本人及び同居人の、最近一年間の収入を証する書類。(源泉徴収票や所得証明書等)
- (2) 滞納がない証明書。(課税されているすべての税において未納がないことの証明書。現住所地の市町村役場より発行してもらうこと。)
- (3) 住民票謄本、婚約者は仲人、双方の親の承諾書。

※個人番号を記載された場合は、個人番号カードの両面の写し(若しくは個人番号通知書の両面の写し)及び身分証明書の写しを添付することで、所得証明書及び住民票謄本の添付を省略することができます。

≪連帯保証人≫

保証人は2人とし、佐賀県内の居住者で独立の生計を営む者とする。ただし、町官住宅(賃貸住宅等)入居中の保証人はこれを認めない。また、やむを得ず、保証人のうち1人を佐賀県外居住者とする場合は、その者は親族で3親等以内とする。

≪課税資料等の閲覧について≫

私及び同居人は、町官住宅への入居申込に際し、審査やその他について必要がある場合には、住所、氏名、性別、生年月日及び個人番号等を利用し、課税資料や住民情報など、必要な情報を建設課管理担当が閲覧することについて了承します。

年 月 日

申込者氏名

印

≪暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律について≫

私及び同居人は、暴力団員ではないことを誓います。
また、町が必要と判断した場合の警察機関への照会に了承し、結果、前述に偽りある時は入居申込の取り消しなど、いかなる処分に対しても従うことを誓います。

年 月 日

申込者氏名

印

≪個人情報取扱について≫

業務上、取得しました個人情報については、みやき町個人情報保護条例を遵守します。